

働き方改革推進支援助成金申請にあたっての注意事項

働き方改革推進支援助成金申請にあたっては、以下の事項を必ずご確認の上、ご申請いただきますようお願い申し上げます。

1 申請・実績報告書類について

申請・実績報告にあたっては、厚生労働省HPに各コース別に掲載されている「**働き方改革推進支援助成金申請マニュアル**」に添付されている**提出書類一覧**および**申請チェックリスト**を活用し、提出書類を事前チェックの上、申請を行ってください。

特に、**交付申請期限の前2週間程度**は多数の申請が予想され、提出書類に不備があった場合における、申請の返戻作業には時間を要します。

郵送で返戻するため、返戻する申請書類の到達には一定の期間を要することから、返戻の結果、賃金引上げ日や申請期限を徒過してしまい申請の機会が失われてしまうおそれがありますので、**期限には余裕をもって、申請書の記入漏れ及び資料の添付漏れがないように申請してください。**

2 提出書類について

原則として、提出された書類により審査を行いますので、当局職員から支給要件を満たさないことを告げられた際に「その書類は作成間違いです。」等の主張をされても、事業主都合による書類の差し替えや訂正は原則、認められず、客観的な資料に基づき、少なくとも① 報告内容が誤りであったこと、② 真実の状況が支給要件を満たしていることを岐阜労働局長が確認できない限り、不支給決定となります。

3 労働関係法令違反について

申請に際して、労働関係法令に違反していないか確認してください。

労働関係法令に違反していることが明らかとなった場合は、助成金の交付の対象と
はできないこととされております。

担当部署：岐阜労働局 雇用環境・均等室

TEL : 058-245-1550